

# 人磨歌集の筆録者

——助詞「丹」の表記を中心として——

森

淳

司

天海丹あめうみに  
雲之波立くものなみたら

月船つきふね  
星之林丹ほしのはやしに

榜隱所見ぼうえいしゆけん

(7 · 二三)

右の一首は万葉集卷七の巻頭歌で、雜歌の部に屬し、「詠天」の小題のもとにかかげられたもので、その左註に「右一首柿本朝臣人磨之歌集出」と記されているところから、人磨歌集より採録されたものと思われる。このように左註に人磨歌集所出の旨を記したものには、卷七において五十六首あるが、そのうち雜歌に属するものはこの一首をはじめとして四十一首（旋頭歌二十三首を含む）あり、他は、卷七において五十六首あるが、そのうち雜歌に属するものはこ

は、卷七において五十六首あるが、そのうち雜歌に属するものはこ

の十五首の人磨歌集所出歌はすべて略体で、助詞助動詞の類は殆んど表記されていないが、一方、雜歌の部はその一部（〇四五・三四七～三吾・など）を除いては卷七一般的の書式と何等区別のつかない書式がとられているようと思われる。こうした点を考えると万葉集の原資料となつた人磨歌集に二種類のものが存したとも考えられ、また、人磨歌集が万葉各卷の編者によって、ある場合書き改められたのではないかとする考え方もあるわれてくるのである。阿蘇氏の調査によつても數十首一括して収められたものに略体が多く、雜歌のように二、三首あるいは数首ずつ各卷に織り込まれたものは比較的略体の形をとつていないとすると、特に雜歌などは各卷編纂時の書き改めの可能性も濃厚になると思われる。

私は万葉集各卷の編者の人磨歌集に対する態度は必ずしも一様ではなかつたとしても、一括して數十首を収めた卷十一、十二などの場合はほともかくとして、卷七、九、十などの雜歌中に織り込まれたものの中には、各卷編纂の時にある程度の書き改めが行なわれたのではないかと考える。しかしそれは決して、一種類の一略体書式の一人磨歌集が万葉編纂の原資料としてあつたというのではなく、おそらくは二通り（略体と非略体）の書式を有していた人磨歌集が

存し、その非略体の部分から採録した万葉集の人麿歌集歌は巻頭歌などは比較的原資料のおもかげを残しているが、それ以降のものはある程度の書き改めによって今見られるようになつてゐると思うものである。

以上のことをすこしばかり実証するためにまず巻七巻頭歌を例にとってその用字を吟味してみると、この一首はその書式においては巻七の人麿歌集所出歌と何等の異なりは認められないようと思われるが、ただ注意されることは、助詞の「に」の表記に二回も「丹」の文字が使用されていることである。これは校本万葉集によつて諸本に当たつてみても異同はない。ところが、巻七雑歌の部の他の四十首中、二十三首一括所収されている旋頭歌を除いた十七首の人麿歌集所出歌は「に」を表記する場合に「丹」を用いた例は一例も見られない。

巻七の旋頭歌を除いた雑歌の部の人麿歌集所収歌は次のとおりである。

詠・天 ((天))

右一首  
柿本朝臣人麿歌集出 (巻頭歌)

詠・雲 ((雲))

右二首  
"

詠・山 ((山))

右三首  
"

詠・河 ((河))

右二首  
"

詠・葉 ((葉))

各二首  
"

羈旅作 ((旅))

右一首  
"

" (二四七~五)

右四首  
"

就・所發・思 ((思))

右二首  
"

これららのうち、羈旅作の二四七~五の四首は略体の書式であるが、他の一首乃至三首ずつ、それぞれの小題に分けてとられてゐる十数

首の助詞「に」の表記をみると、

「十六一丹 (二回)」「十六一仁 (二回)」「十六一爾

」「十五一爾 (二回)」「十六一爾

であつて、巻頭「十六番以外は「爾」五例、「仁」一例といふことに

なる。このことは一体何を意味しているであろうか。この巻七における僅少例からは、単なる偶然の結果として無視されるべきことであらうが、各方面からこの「に」の表記を検討してみると、決して偶然の表記の気粉れとばかり見すごすことは出来ず、万葉集の原資料としてのある種の一非略体の一人麿歌集の用字と、万葉集に採録された人麿歌集の用字との関係を示す糸口が見出だされるかと思われる。

たとえば、万葉集総索引によつて、助詞「に」の表記の場合の使用文字をしらべてみると、一般には殆んどすべて「爾」(あるいは「尔」)が用いられ、各巻を通じて圧倒的に多用例を示し、特に巻一、二、五、十四、十五、十七、十八、十九、二十などの諸巻では、「爾」のほかには「ニ」「仁」「荷」「於」「人」「何」などの一例乃至数例以外はすべて「爾」を使用している実状で、集全体からみても、「に」の表記の九十パーセントは「爾」で占められている現状で、それは巻七においても例外ではない。そうしてみると、巻七巻頭の人麿歌集所出歌に「丹」が二回も用いられているのはきわめて特殊な例であり、万葉集の全巻を通じても、短歌で助詞「に」の表記に「丹」の文字を一首中二回も用いた例は人麿歌集以外にはみられないようである。

一方、さきに除外して考えを進めた巻七中の旋頭歌二十三首で「に」の用字をみてみると、「邇」二例、「以」一例、「爾」一例、

「丹」一例、を数えることが出来、一括されて所収せられた旋頭歌では「に」の用字がまだ統一されていない傾向にある上に「丹」の文字が認められること、更に「邇」の文字が二例も見られることが注目される。「邇」については後にふれることとするが、この二十三首一括所収された旋頭歌の中に、「丹」の一例が認められることに心をとどめ、一応卷七の問題から眼を転じて卷十の雜歌の部の同じく助詞「に」の用字をみるとどうしよう。

## II

卷十の人磨歌集所出歌は六十八首であるが、うち、相聞が十四首雜歌が五十四首である。書式は相聞が略体を使用し、平均字数は十二、三字で、助詞等の表記は殆んど認められない。一方雜歌はすべて非略体の書式で、平均字数約十七字で、卷十の人磨歌集以外の歌と大同少異である。この卷十雜歌の人磨歌集所出歌の「に」の表記を「新校万葉集」によつて一覽してみると、

(ハニ) (ハノ) 右柿本朝臣人磨歌集出「丹」五例、「荷」一例、

「爾」一例

春雜歌

七夕 ((カヌ) (ハニ)) 右柿本朝臣人磨歌集出「丹」二例、「而」二

例、「邇」一例、「爾」九例

詠レ花 ((ハニ) (ハノ)) 右二首柿本朝臣人磨之歌集出「丹」一例

詠レ黄葉 ((カヌ) (ハニ)) 右二首柿本朝臣人磨之歌集出「爾」三例

詠レ雨 ((ハニ) (ハノ)) 右一首柿本朝臣人磨之歌集出「に」なし

冬雜歌

(ミミ) (ミミ) 右柿本朝臣人磨之歌集出也「爾」二例「二」一例  
春雜歌の八三番より八八番までのものは「丹」が助詞として五例も用いられているにもかかわらず、「爾」はわずか一例が存するのみである。また逆に秋雜歌「七夕」をみてみると「爾」が九例も使用せられているにもかかわらず「丹」はわずか二例と減じている。

なお「丹」は「詠レ花」に一例存するが、「詠レ黄葉」以下冬雜歌においては「爾」がそれに変わっている。春雜歌の人磨歌集歌は卷十の春頭歌として特に選択されたものであろう。また、秋雜歌の「七夕」の人磨歌集歌の「に」の用字を更に吟味すると、

一丸一而 一丸一丹 二〇〇一丹 二〇〇一而 二〇〇一而  
二〇〇一、二〇一三、二〇一四、二〇一五、二〇一六、二〇一七、二〇一八、二〇一九  
例すつ「爾」 二〇〇一邇

といふことになり「七夕」の一連の詠の中でも、「丹」が使用せられてゐるのは、その最初の部分に偏して、中程以下は最後の「邇」を除いてすべて「爾」が用いられている。

このことと、前項七卷頭歌ならびに旋頭歌の「丹」の用字と何か関連する問題がありはしないか。卷十において、その巻頭の人磨歌集所出歌に「丹」が圧倒的に用いられ、以下のものには「爾」が殆んどを占めることは、それが卷十の一巻だけであるならばともかく、卷七の傾向と併せ考へる時、この用字の事実が示す意味を考えないわけにはいかないであろう。

万葉集中非略体の書式で收められている人磨歌集歌は卷七、卷十を除くと、卷二に一首、卷三に一首、卷九に四十九首、卷十一に五

首であり（註2）、卷一、三、十一の少数例のうちには「丹」があらわれてないが、卷九においては、雑歌の「六七」、挽歌の「九七」、「七九」の三首の助詞「に」に「丹」が用いられている。人麿歌集の卷九の雑歌はその範囲にいまだ未解決の問題があるが、「六七」番の歌はその題詞によると「紀伊国作歌二首」とある最初のもので挽歌の二首は、この巻の挽歌の部立の最初におかれた「右五首柿本朝臣人麿之歌集出」（「七五」）〔元九〕中のものである。またしかも、「五五番を除く四首には「六七」番の歌と同じく「紀伊国作歌四首」の題詞が付けられていて、その歌の内容も「わが恋ふる妹は相はさず玉の浦丹」〔「六七」〕と「塩氣立つ荒磯丹はあれど…過ぎにし妹が形見とぞ來し」〔「七九」〕古家丹妹とわが見し…」〔「五五」〕という同一環境の同時期のものと考えられ、挽歌の方が「右五首云々」と左註で人麿歌集所出の旨を記している以上、雑歌のこの該当歌もそれに入れて差しつかえないと思われる。いずれにしても、卷九挽歌の最初の歌集歌ならびに雑歌中的一首の「に」の助詞に「爾」ではなく「丹」が用いられていることは、卷七、卷十で考えられることを卷九においても裏付けることとなるのではなかろうか。ただ雑歌の巻頭には人麿歌集歌を載せていないので、このように挽歌の部にその形があらわれているとみられるわけである。

以上卷七、卷十の雑歌の巻頭歌の人麿歌集歌ならびに卷九の挽歌の部の冒頭の人麿歌集歌に、特に「丹」の文字が濫用あるいは愛用されていて、それ以外の人麿歌集歌にはこの「丹」が「爾」に変えられてゆく傾向にあることは一体どのような意味が考えられるかというに、まず第一に考えられるることは、人麿歌集から万葉集に採択される場合の問題があるとみられる。卷七、十の両巻の採録者は、

人麿歌集歌をそれぞれの巻の巻頭歌として収載する以上、人麿歌集を他のどの歌集や他の資料よりも重視あるいは尊重していたかと思われる。もとより人麿作と認めての上の重視や尊重ではないことでも卷十など作者未詳巻に収めるところから知れるわけであるが、あるいは人麿作を含む歌集として、いざれにしても他の資料よりは高く評価していたであろうと思われる。とすれば、その評価は必然的に万葉集への転記の際にその用字に反映しないであろうか。人麿歌集に対する相聞歌が一般的の書式と異なつて簡略体で書記せられ、特に一括されてそれぞれの部の最初に収められている如きも、まさに、原資料としての歌集の用字をそのまま持ち来たしたというべきであろう。またこの非略体においても、特に巻頭などに収めたものは、人麿歌集の用字をなるべく忠実に転記しようとしたのではなかろうか。このことが甚だしく誤った推測でないとすれば、卷七、十の巻頭の部分や、七夕歌の最初の部分あるいは卷九挽歌の最初の部分に、特に原資料としての人麿歌集の用字が投影されているはずであるし、とすれば本項で問題としている「丹」字は人麿歌集から持ち越して来た用字とみられ、原人麿歌集の筆録者の一種の用字癖が、現にみる万葉集の中に残存していることとなるわけである。更に、これらの「丹」にあらわれた人麿歌集の用字の一つの傾向が、各巻のなればにして見られないか、甚しく減じて行くことは、万葉各巻の収録者が不用意に、あるいは意識的に一般の書記法に書き改めていったとみられないであろうか。

### 三

の資料としての人磨歌集の非略体の部分の特色ある用字傾向であることを更に確かめてみよう。

まず万葉集全巻をみわたしてみて、卷一、二、五、十四、十五、十七、十八、十九、二十の約半数の巻は助詞「に」に「丹」を全く使用しない巻であり、前述の如くその殆んどを「爾」をもつて表記している。この「爾」はどの巻にも圧倒的に多く使用され、固定した感があるが、「丹」はそれに対してきわめて少数であり、しかも著しく偏った使用例である。万葉集総索引をもとにして一覧してみると、

卷十三	三十例
卷十	二十例
卷六	九例
卷十六	八例
卷七	
卷九	五例

で、それ以外の巻三、四、八、十一、十二の諸巻は一例乃至五例未満である。これらは校本万葉集によつて諸本にあたつてみた限りではさして数字に異同はない。しかもこれらの「丹」の使用の例は、その最も多く用いられた巻十三を除くと、ある特定の歌乃至歌群に頻出する傾向にある。たとえば巻十六の九例はすべて九例共「竹取翁歌」(三三九)～(三〇一)にあらわれるものであり、この竹取翁歌の歌群を除けば、巻十六には「丹」の使用例は無いこととなる。また巻六なども「勅語王諸子等散禁於授刀寮時作歌一首」(註3)の長歌に重出すると、いう実状で、その他、巻七、巻九などは人磨歌集所出歌が多く、他は僅少例

が点在することとなる。

ただ巻十の二十例は、人磨歌集中のものが九例で、他にも十一例の多くを数える。しかしその例は、人磨歌集の巻十春雜歌におけるようになしに七首中四首(八三、八五、八七、八八)に殆んど連続してあらわれるようなあらわれ方とは異なり、八三、八三の「詠鳥」の二首に、「八堯」、「八穴」の「詠花」の二首に、あるいは三三三の「詠蝦」一首に、三六の「詠露」一首に、といったように、点在する状態である。また巻十の全歌数五百三十九首中人磨歌集は六十八首であり、うち十四首の簡略体は助詞を含まないため除くとすれば、人磨歌集は五十四首に対し九例であり、他は四百七十余首に対しての一例であつて、巻十の人磨歌集の非簡略体の歌にあらわれる「丹」の率は、人磨歌集以外の巻十の歌にあらわれる「丹」の率のおおよそ七倍の高率を示していることとなり、巻十においても「丹」が人磨歌集においていかに特色のある特異な用字傾向であるかがうなづけることと思う。巻十三を除く他のすべての巻においても、この率はもつと一層高率であることはいうまでもない。これは、前述したように、巻頭歌や部立の最初に所收された人磨歌集歌だけのものではなく、おそらくはかなりの書き改めも予想されるものを含んでのことである為、もとの人磨歌集はそれよりも一層高い率で「丹」が頻出していたであろうと考えられるわけである。

#### 四

なお巻十人磨歌集には、かつて石井庄司氏(註3)が人磨歌集の特殊用字として摘出した「罪穢」の文字が五例も認められるが(人磨歌集には他に一例、巻九、一七九)、「罪穢」は大久保氏の指摘(註4)

によれば、「人麿歌集外、万葉集全巻を通じて唯一ヶ所、卷三の「人麿作歌」(四元番)に存し、「卷三や卷四の人麿作歌中には歌集中に出たものが含まれているのではないか」ともいわれておられるが、この「霏微」の用例は前項の卷十卷頭の七首に五例があらわれている点から、「丹」と共にやはり原人麿歌集の用字の残存しているものとみられよう。しかし、卷三の人麿作歌の四元番の場合には校本万葉集によつてみて諸本によつて異同があり、たとえ代匠記精撰本の如く「徽」を「纖」の誤りとするにしても、このような一見特異な用字は、案外相互に利用される可能性も多分に存し、人麿作歌中に歌集歌から採用された歌の存することはしばらくおくとしても、歌集歌の用字の特殊なものが、とくに注目をひいて作歌の筆録に用いられないとも限らず、またその反対の場合、すなわち作歌の特殊用字が歌集歌に使用される可能性も勿論ないとはいえない。故に人麿歌集と人麿作歌にしばしば指摘される二三の用語の用字、あるいは更に枕詞などの相似なども、それのみによつて両者の筆録や内容の類似に結びつけるのは、やはり相当な危険を伴なうものとみなければならないであろう。それに反して、単なる助詞などの用字においては、そのような相互の表記における模倣や交渉は、ずつと少ないものとみるのが穢當であろうから、もし、人麿作歌と人麿歌集とに共通する助詞などの一種の書き癖とでもいうものが見出されるとすれば、作歌と歌集の筆録やその内容を考える重要な一つの根拠となることであろうし、勿論その逆の場合、例えば書き癖がそれぞれ相異なる場合も、その両者の筆録者や成立の事情の相異を立証する一つの手がかりとなるであろう。助詞「に」の表記に關する限りは、この両者はそれぞれ異なる筆録者を予想させるよ

うである。

試みに以上のような考え方から「に」の表記を人麿作歌に求めてみると、「爾」一二一例、「二」八例、「於」「荷」など各一、二例で、作歌の用字は万葉集一般と傾向を殆んど同じうして、特に歌集でよく用いられた「丹」の用例は一例も見出されない。これは歌集と作歌が同一人の筆録などとすることを、かなりはつきりと拒むものである。

なお作歌に比較的多く「二」が用いられていることと、歌集中に「邇」が八例も用いられていることが調査の結果あらわれるが、この両用字も、両者のそれぞれの筆録者の書き癖をあらわしているといえる。作歌の助詞の用字は殆んど万葉集一般の表記と同じであると前述したが、「二」の表記は作歌筆録者の書き癖として認められないことはない。しかもそれは「二」の用例の八例に即していうのではなく、人麿作歌には数字をもつて音を表記する例がかなり特徴的にあらわれているからである。試みに人麿作歌の特に多い、卷一、二についてこのことを検してみると、卷中一般にかなり多く用いられる語で、全巻中数字を含んで表記されることが唯一回限りのものを卷一、二に求めてみると、

三四都	四宝	四来	天皇幸千吉野宮二時御製歌
(四)	(四)	(四)	
〃	〃	三	（四）
三	三	二	（四）
二	二	一	（四）
一	一	一	（四）

16・三五六	「竹取翁歌」中	四能 三輪 （御酒の意） （1011）「人麿作歌」
19・三七	「霖雨晴日作歌一首」中	三山 （1011）〃 以上卷一
5・八〇	「梅花歌三十二首」中	等と、人麿作歌の特有の表記が多く、「三輪」は問題がある故し ばらくおくとしても、二七番歌の特殊な用字の歌を除けばすべて人 麿作歌に限られている現象であり、人麿作歌の用字法の一特色とみ られるが、一方人麿歌集にはこのような傾向はみられないところで ある。
5・八一	「哀世間難住歌」憶良作	また人麿歌集の助詞の「遙」は八例を存するが、この用字は絶素 引によれば万葉集中わずか十六例で、
2・三五	「柿本朝人麿妻死之後泣血哀慟作歌二首并短歌」の 或本の短歌中	「柿本朝人麿妻死之後泣血哀慟作歌二首并短歌」の 「遙」の用字から「人麿歌集」ではないかと思われる。また卷十九 のものは諸本に異同があり除くべきものであろう。とすると、前の 「丹」でも問題を残した「竹取翁歌」と卷五の憶良、旅人のかかわ る四例以外はすべて人麿歌集の特殊用字ということになる。

以上によつて、人麿歌集の一種の特色ある用字の傾向として「丹」ならびに「遙」が認められ、また一方人麿作歌の一つの用字の特色として「二」ならびにそれに類する数字をもつてする表記法をみてきたが、これら両者の相異だけからも、その原資料筆録者を同一人でないとすることが出来ようと思うがどうであろうか。なお最初に述べたように、歌集の特に非略体の場合の、万葉集の編者による書き改めが予想されるとすれば、万葉集に採録される以前の人麿歌集の用字と人麿作歌の資料と用字はもっと明瞭に区別されやすかつたであろうとも考えられる。

## 五

このような原資料の筆録にかかる問題は単に助詞「ニ」の表記のみを根拠として論すべきではないともいえよう。しかしこの一語においてさえ、以上のような推測が可能であることも事実である。私はこの論を助詞の表記という單なる一面より考察してきたので、問題を他の分野に展開させることを警戒し、人麿歌集と卷十三との問題、竹取翁歌との関係、また旅人憶良の用語用字圈との関聯、更

には「丹」の表記の時代層（「丹」の表記が用いられている歌で年代の確認されるものはみな天平初期の詠であり、その点から考察される人麿歌集の成立の時期）などについては更に改めて問題にすることとし、再び他の助詞などの両者の調査の一部を報告すれば、他にもある程度、筆録者の個人的な書き癖による相違と思われるものに見出される。

たとえば「の」の用字を検してみると、人麿作歌においては「之」と「乃」が殆んど同率で頻用され、それについては「能」が用いられている。ところが人麿歌集では「之」が「乃」を圧していく、しかも「能」はわずかに二例でその一例（9・七三）は、従来人麿歌集かどうかに問題の存するものの中の一首であり、他は「妹勢能山」（三四七）の山名の表記で、集中のこの山名は他の例もこのように記されているところから、これらは特例とされるであらう。

また「こそ」の用字の場合、作歌では一字でそれを表記する折の文字は「社」に一定していたがと思われることがその僅少例からも考えられるが、これに反し、歌集では「与」と「社」とを併用し、一字一音書きの場合も作歌は「己曾」と書き、歌集は「与具」と書かれていて用字を異にしている。

更に全體的な相異を両者について鑒賞してみると、歌集の非略体の雜歌は作歌に比して助詞の表記が助動詞や活用語尾の表記の率よりりしくない。しかしその用字の種類は作歌よりかえて多い。このことは前述の「に」の表記字によつても知られるように、「を」などでも、作歌では殆んど「乎」（例外として一例「矣」が存する）に統一されていると思われるのに、歌集は「乎」をはじめとして、少數例ながら「矣」「遠」「緒」「少」などが用いられ、「か」の用

字などにしても、作歌では「可」「香」「加」「鹿」「歟」の五通りの用字しか用いられないのに歌集では「可」「香」「鹿」「歎」はもとより、それらと共に「箇」「架」「耶」「哉」などの文字も使用せられている。これらのことは、やはり筆録者の個人的な用字癖の一つの傾向の反映したものとするよりほかに直接の原因は考えられない。

## 六

大久保氏はその論著（註5）で、人麿歌集と人麿作歌の問題を適切に整理され、今後の研究の方向を示されておられるが、その中で、人麿歌集の性質をめぐって、今なほ大部分を人麿の作品とする説、人麿が民謡及び自他の作を採集した歌集であるとする説、また後人の編纂とする説などが対立したまま解決を見ず、最近も柳田国男氏あたりから

さういうことがまだわからぬるといふことは、いまの世に  
とつては恥ぢがましいことですね。

と云ふやうな手きびしい言葉を頂戴しなければならないのが、残念ながら我々の国文学の現状であつてみれば、殆んど調べられる限りは調べあげられたよう見えた人麿歌集そのものの実証的研究にも、まだまだ努力しなければならない部面が多く残されてゐるであらう。

といわれておられる。けだし、従来の研究で、殆んど調べあげられたようみえる人麿歌集も、それらの調査にもかかわらずまだ殆んど定説らしいものが導き出されてはいないようにもみえる。また従来の研究調査の一部には、とかく「人麿歌集」のその名にこだ

わりすぎて、特に用字法の研究などにおいては、あまりにも人麿作歌との結びつきのみが誇索されすぎるくらいがありはしなかつただろうか。その結果、二三例から数例の両者共通の特殊な用字があると、それからただちに両者の関係が推測され云々されすぎる傾向がなかつたであろうか。それが用字に限らず表現法などにおいても、共通するものを両者から選んで論じたり、格調や枕詞や修辞の特色、用語の類似などといつて両者に共通するもののみを見出すに急であったのではないか。多數の用語を有する長大な長歌を含む百首に近い人麿作歌と、無慮三百七十余首を数える人麿歌集との両者の間には、当然のことながら共通した表現が見出されるはずで、あり、これら的事は、人麿作歌と歌集歌に限らず、極端にいえば、万葉集中の任意の、それこそ二三百首の歌をとつて比較してみても、おそらく、いままであげられて来た程度の人麿歌集と人麿作歌における共通性位は示すことが出来るといえればいい過ぎであろうが、それに類したことが案外なされて来たきらいはないなかつたであろうか。また作歌と歌集の地名調査などにおいても、特に歌集の地名のあらわれる歌が、卷九、卷十一に著しく偏在している実状を考慮にいれずに、ただちに作歌と結びつけて、歌集の成立年代を推定する材料としようとしたりすることなどもいかがなものであるうか。

こうしたことから離れて、その「歌体や歌の内容上両者の矛盾」を指摘されたものとして森本治吉博士の説（註6）があるが、両者の矛盾が更に一層客観的に、調査され、前者の共通性を主張する説をいますこし徹底的にくつがえし得ない限りは、いまだ人麿歌集をめぐつての問題は、やはりいまのところ柳田氏の苦言を甘受しなければならないであろう。

本稿では助詞、特に「丹」の表記文字をめぐって、すくなくとも人麿歌集の非略体の書式の部分の筆録者は、人麿作歌の筆録者とは相異なるであろうということにとどめ、歌集の筆録者をだれに想定するか、あるいはその他のかずかずの人麿歌集の問題は後日を期することにしたいが、いままで顧みれなかつた助詞の表記法のささやかな調査をもとにしてさえ大久保氏の言をかりれば「まだまだ努力しなければならない部面が多々残されてゐる」（註7）ことを知らされつつ、それを後日に期して、大方の叱正を仰ぐ次第である。

（昭和三五・一〇・一〇）

註1 阿蘇瑞枝氏「人麿集の書式をめぐって」（『万葉』第二号）

註2 前掲論文参照

註3 石井庄司氏「人麻呂集考」（『古典考究・万葉集篇』所収）

註4 大久保正氏「人麻呂歌集と人麻呂作歌」（『万葉の伝統』所

収）

註5 前掲書参照

註6 森本治吉博士「万葉集 一、成立」（久松潛一博士編「日

本文学史上代」参照）

註7 大久保正氏前掲書参照